

余録

明治初期日蓮宗機関誌 に関する二考察

—『妙法新誌』を中心として—

安中 尚史

一 はじめに

立正大学をはじめとする日蓮宗の教育機関に関する歴史を明らかにする上で不可欠な資料に、日蓮宗・日蓮宗関係者から発行されていた宗報・新聞・雑誌などがある。現在の『宗報』や『日蓮宗新聞』がそれにあたるが、戦前と戦後では日蓮宗における教育機関の位置づけが異なることから、これらの資料から知ることが適う内容も現在とは大きく違う。

一八七二（明治五）年に日蓮宗小教院としてはじまった日蓮宗の近代的な教育機関は、専門学校として一九〇四（明治三十七）年に設立した日蓮宗大学林を経て、大学令によって一九二四（大正十三）年に立正大学となった。立正大学の設立以前は日蓮宗が直接の運営・経営にあっていたが、大学令では私立大学の経営は財

団法人が担うことを義務づけられていたため、制度的には日蓮宗と距離を取るかたちとなった。しかし、実状は大きく変化するかたじけなく、一九四九（昭和二十四）年に財団法人から学校法人に経営の母体が切り替わるまでその状況は続いた。

先にも述べたように教育機関の運営・経営に日蓮宗がどれほど関与していたのかによって、日蓮宗・日蓮宗関係者の資料から把握できる内容に違いが生じることは確かだ。特に明治期から昭和二十四年までは、実質的にも制度的にも宗報や新聞から多くの情報を得ることができている。そこで、本稿では日蓮宗の宗報に先駆けて、一八八〇（明治十三）年に日蓮宗の機関誌・布教誌的な役割を果たすために発行した『妙法新誌』の概要について考察する。

二 『妙法新誌』の創刊

この『妙法新誌』は一八八〇年四月二十四日、浅草新旅籠町の雲錦社が発行し、その奥書から社長に林範平、編輯人に富田豊次郎、印刷人に鹽井高富という人物があたっていたことがわかる。管見の限り、この三人については、明治初期に出版事業に携わっていたようであるが、その詳細については不明である。なお、鹽井高富については、一八八二（明治十五）年か

ら出版がはじめられた『高祖遺書』（全十二巻・編輯人齊藤日二）という日蓮遺文集の出版人として、同書の奥書に名前が残されていることから、日蓮宗に関連する出版を手がけていたことがわかる。

こうした人物によって『妙法新誌』は、毎月二回（十三日・二十四日）発行され、読者の対象は主に日蓮宗信者で、日蓮宗の現状をより一層理解させる目的であったことが、次の文書から理解できる。



妙法新誌第116号の表紙



同第116号の裏表紙

本宗ニ関係アル布達及び各寺ノ願届照会ノ書類ニ至ルマデ悉皆信徒ニ諒知セシメントスモ吾輩ガ信仰ノ微意ヨリ出テ妙法新誌ヲ刊行スル所謂ナリ

本誌に掲載されていた主な内容は、日蓮宗に置かれていた教育機関の人事通達や新寺建立、寺号公称、廃寺復旧、移転再興に関する許可通達などで、その他には平易な内容で信者に向けて書かれた「日蓮聖人伝」や、「雑報」として日蓮宗に関係する時報などで構成されていた。

具体的な発行部数は明らかにされず、どれだけの範囲にその内容が伝わっていたか詳らかでないが、創刊号の巻末に「妙法新誌売捌所」として二十九カ所が記され、そこには東京二十カ所、大阪三カ所、京都二カ所、横浜、水戸、名古屋、甲府にそれぞれ一カ所あったことがわかり、また郵送による購読も可能であったことから、広い範囲で読者が存在していたことが想像できる。

その後、第四号（一八八〇年七月十三日発行）から編輯人が村上義徳に変わり、また第八号（一八八〇年九月二十四日発行）から社主が鹽井高富、編輯発行人が村上義徳となった。さらに、第十五号（一八八一年一月十三日発行）から編輯発行人が島村次郎になるなど、創刊から一年も経過しない中で、発行に関わっていた

人々が目まぐるしく変わっていったが、その理由について誌面からは一切知ることが適わない。

三 『妙法新誌』の改変

『妙法新誌』第三十八号（一八八一年十二月二十四日発行）に、同誌の発行体制を大きく変えることを予告する一文が次のように掲載された。

新誌儀益諸賢の愛覧を辱ふし盛大に相成候に付き今般一層尽力し明春早々芝区二本榎元町円真寺へ移転し社名を改て広宣社とし従来毎月二回発兌の定度を増し毎月三回となし宗務局員齊藤日一師を編輯長とし一切の文務を統括し紙面上愈々本宗の宗義並びに信徒の美事善行等総て光輝を發揚せしめんとす此旨廣告す。

これによると、一八八二年から雲錦社を芝区二本榎本町の円真寺に移転し、社名を広宣社に変更して毎月三回発行するとともに、宗務局員の齊藤日一が編輯長に就任することがわかる。この移転先は日蓮宗大教院に隣接する寺院で、また新たな編輯長が日蓮宗の僧侶であったことから、『妙法新誌』の発行に日蓮宗が深く関わり始めたことが理解できる。

さらに『妙法新誌』第三十九号（一八八二年

一月十三日発行）にも前号と同じように発行社の変更や、日蓮宗僧侶の編輯長就任に加えて、多くの購読者によって本誌が支えられていることや、毎月の発行を三回（三日・十三日・二十三日）に改められ、誌面の量的な充実がはかられたことが記載されている。

その後、編輯長の齊藤日一の名が第五十八号（一八八二年七月二十三日発行）の奥書からみられなくなり、鹽井高富が社主兼編集長として発行にあたった。齊藤日一が編輯長を辞めた原因として考えられることについて『妙法新誌』第五十七号（一八八二年七月十三日発行）に次の記載がある。

弊社の齊藤日一ハ本誌第五十二号雜報欄内の曾て一己我慢の僻説と主張し云云の件に付去る七日東京輕罪裁判所へ御召喚になりたる故其の始末を逐一申上謹で退廷

これによると、『妙法新誌』第五十二号（一八八二年五月二十三日発行）雜報の中で書いた一文が要因で訴訟問題となり、東京輕罪裁判所に出現することが命じられている。その文書の中で「此頃甲州都留郡殿上という処に草庵を構へ只管無智蒙昧の徒らを欺瞞し巨額の金を貪意氣揚々として独り自負しおるよしなるか」とあり、こうした内容が訴訟にまで発展したようである。この訴訟結果については『妙法新誌』六

十六号（一八八二年十月十三日発行）に「刑法第三百五十八条に照され重禁錮廿日罰金六円を申し付けられたり」とあり、編輯長の斉藤日一が敗訴となって禁錮・罰金刑が言い渡された。この「刑法第三百五十八条」とは誹毀罪で、本誌第五十二号に掲載された文書が今日言う名誉毀損罪に相当したことが理解できる。なお、編輯長が変わっても誌面の内容や発行回数が変わることはなかった。

四 むすびにかえて

現在確認できる『妙法新誌』は一八八四（明治十七）年十一月十三日に発行された第二百二十三号までで、最後の発行がいつであったか不明である。但し、一八八五（明治十八）年十二月二日に創刊された『日蓮宗教報』第一号に「妙法新誌の儀はこの教報発兌の後は之に合併発刊仕候間此段広告仕候也」という広告が広宣社社長暨井高富の名で掲載され、新たに発行された『日蓮宗教報』にその役目が引き継がれていったことが理解できる。この『日蓮宗教報』発行に至る経緯やその誌面構成、発行者等については別稿にゆずるが、『妙法新誌』以上に日蓮宗との結びつきが強められたとともに、時代に即応した機関誌・布教誌としての役割を果たそうとしていたことが創刊当初の各号誌面から

読みとることができる。

この『妙法新誌』からはじまった日蓮宗の機関誌・布教誌は、『日蓮宗教報』を経て『日宗新報』へ受け継がれたが、その発行から既に百年以上が経過する今日において、これらが「雑誌」という性質から、読み終えた後に処分されてしまうことが多く、その結果、一部の『妙法新誌』『日蓮宗教報』『日宗新報』は欠号となり所在が把握できていない。

明治から昭和初期までの日蓮宗のみならず日蓮系宗派の動向を知る上で、重要な資料として位置づけられている各誌は、その誌面から日蓮宗の教育機関に関連する記述が多数みられ、立正大学の歴史を紐解くためには必要不可欠なものであることは、はじめにも述べたとおりである。残念ながら、現段階では全ての所在を知ることが適わないが、これまで立正大学史編纂室では専門員が中心となつて、研究機関・寺院等の調査を行い欠号となつていたものを発見してきた。近い将来にはその全容を解明すべく、史編纂室の今後の調査・収集に期待を寄せたい。